|  |
| --- |
| 無線局廃止届出書令和　　年　　月　　日　総務大臣　殿電波法第22条又は電波法第27条の10第１項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。記１　届出者 |
|  | 住　所 | 都道府県－市区町村コード　〔――――――――――――――〕 |  |
| 〒（　　　－　　　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ　 |
|  |
| ２　無線局の廃止に係る事項　該当する**・**を○で囲むか、具体的に記載下さい。 |
|  | 1. 無線局の種別
 | ・アマチュア局　・簡易無線局　・船舶局（特定船舶局を含む。）・無線航行移動局（レーダー）　上記以外（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 1. 識別信号
 | ※１ |
| 1. 免許の番号
 | ※１ |
| 1. 廃止する年月日
 | 令和６年１月１日 |
| 1. 備考
 | 令和６年能登半島地震により運用が困難な為 |
| ３　届出の内容に関する連絡先 |
|  | 所属、氏名 | フリガナ |  |
|  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

※１「②識別信号」、「③免許の番号」がご不明な場合は、北陸総合通信局までご相談ください。

※２廃止届を提出後に再び無線局を使用したい場合は、新たに免許申請が必要となります。